

令和2年度千葉市民活動支援センターの管理に関する年度協定書

千葉市（以下「甲」という。）とまちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成29年3月15日付け甲乙間で締結した千葉市民活動支援センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）第47条第3項、第48条及び第70条第3項の規定に基づき、令和2年度の事業年度に係る協定を締結する。

（協定の期間）

第1条 本協定の期間は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までとする。

（指定管理料の額）

第2条 基本協定第47条第1項に規定する指定管理料の額は、金19,372,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）とする。

2 指定管理料の支払いは、乙の請求により月ごとに支払うものとし、1月当たりの指定管理料（以下「月次指定管理料」という。）の額は、前項の規定による指定管理料の額に12分の1を乗じて得た額とする。この場合において、当該得た額に1円未満の端数があるときは、その端数金額はすべて、甲が支払う第1回目の月次指定管理料に合算するものとする。

3 月次指定管理料の支払い額は、次のとおりとする。

第1回 金1,614,337円

第2回～第12回 金1,614,333円

（利益の還元の方法）

第3条 基本協定第70条第3項に規定する利益の還元は、市が発行する納入通知書により、市に納付するものとする。

2 利益の還元は、本事業年度終了後、市の指定する期限内に行うものとする。

（疑義等の決定）

第4条 本協定に疑義が生じたとき及び本協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 熊谷俊人

乙 まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体

代表団体
千葉市中央区中央3丁目9番13号

特定非営利活動法人まちづくり千葉
理事長 山本 俊子

構成団体

千葉市若葉区みつわ台5丁目12番1棟304号
リベルタちば
代表 出納 いずみ

千葉市美浜区真砂2丁目23番3-401号
株式会社まちづくり商会
代表取締役 原田 正隆